

秋田市社会福祉審議会
児童専門分科会委員 各位

秋田市子ども未来部

保育所等の設置認可および利用定員の設定に関する意見聴取について

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、市が①教育・保育施設等を認可しようとするとき②特定教育・保育施設等の利用定員を定めようとするときは、児童福祉審議会等の意見を聴かなければならないこととされ、昨年8月28日開催の分科会において、5件の設置認可等について意見をお聴きしました。

その後、新たに以下のとおり設置認可申請等がありましたので、1月29日開催の分科会において意見をお聴かせくださいますようお願いいたします。

1 意見聴取の対象

(1) 保育所等の設置認可について（11件）※詳細別紙

ア 保育所

- ①サンパティオ大町保育園（新規開設）
 - ②キッズステーションしょうぐんの（認定保育施設として運営中）
 - ③聖園短大附属みそのベビー保育園（幼保連携型認定こども園として運営中）
 - ④こぐま保育園
 - ⑤こどものいえ保育園
 - ⑥（仮）第二白百合保育園
 - ⑦ナーサリー土崎
 - ⑧かわぐち保育園
- ④～⑤ } (保育所分園として運営中)
- ⑥～⑧ } (公立保育所として運営中)

イ 幼保連携型認定こども園

- ①あさひかわこども園（幼稚園型認定こども園として運営中）

ウ 小規模保育事業

- ①きらきら保育園（認可外保育施設として運営中）
- ②豆の木保育園（認定保育施設として運営中）

(2) 利用定員の設定について

ア 設置認可に伴うもの

上記11件

イ 幼稚園型認定こども園の県認定に伴うもの

- ①港北幼稚園 ②ルーテル愛児幼稚園 ③ひかり幼稚園

2 待機児童の状況（平成28年1月1日現在）

(1) 年齢別状況

(単位：人)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
待機児童数	68	6	9	3	2	1	89
旧定義数(※)	190	32	36	18	10	3	289

※待機児童に追加される児童

第一希望園でないため転園を希望している者／他に入所可能な施設がありながら待機している者
就職活動を行っていない未就労者／認定保育施設に入園しながら転園を希望している者

(2) 地域別状況

(単位：人)

	中央	北部	西部	東部	南部	河辺雄和	計
施設数	26	13	8	12	12	5	76
待機児童数	28	18	4	30	8	1	89

※平成27年1月の待機児童数：108人

3 利用定員一覧

種別	名称	所在地	利用定員	認定			
				1号認定	2号認定	3号認定	
						1・2歳	0歳
保育所	① サンパティオ大町保育園	大町一丁目	80		42	28	10
	② キッズステーションしょうぐんの	将軍野青山町	39		0	30	9
	③ みそのベビー保育園	保戸野すわ町	66		0	46	20
	④ こぐま保育園	泉菅野二丁目	30		15	10	5
	⑤ こどものいえ保育園	外旭川字三後田	28		15	10	3
	⑥ (仮) 第二白百合保育園	泉中央五丁目	120		60	40	20
	⑦ ナーサリー土崎	土崎港中央六丁目	120		70	34	16
	⑧ かわぐち保育園	檜山登町	60		36	18	6
認定こども園	① あさひかわこども園	泉東町	213	136	45	22	10
	② 港北幼稚園	土崎港北三丁目	100	94	6	0	0
	③ ルーテル愛児幼稚園	新屋表町	150	90	60	0	0
	④ ひかり幼稚園	泉中央三丁目	65	45	10	10	0
小規模保育	① きらきら保育園	中通四丁目	19			16	3
	② 豆の木保育園	外旭川字三後田	19			13	6